

2016年9月16日

訴訟支援者の皆様 各位

原告情報公開市民センター
理事長 新海 聡
(連絡先： 0564-83-6151)

秘密保護法情報公開訴訟通信（21）

～9月16日の高裁第4回弁論のご報告～

- 1 9月16日に名古屋高裁1001法廷で開催された、名古屋高裁民事1部での第4回弁論の状況を報告します。
- 2 相手方が準備書面（3）と証拠を提出しました。
- 3 相手方は準備書面（3）で、従前裁判長から釈明を求められた点のうち、特に情報公開法5条3号に該当するような情報であるのに、どうして機密性の指定等が一部を除きされていないか、という点にウエイトをおいた主張を展開しました。その要諦は、局面局面でその都度、機密性の指定をしている、ということで、それを裏付けるために、本件文書と同じ文書について、いくつか別の省庁間のやり取りでは、機密性2の指定がされている、とし、書証として機密性2の指定がされている書面を提出しました。
- 4 これについては、機密指定のルールが徹底していないからだ、とも言えますし、国は都合の良い時だけ、機密性を理由に不開示とし、そうでない場合には開示している、とも言えます。
いずれにしても、当方が10月末日までに反論を提出することを約束しました。
- 5 次回は11月18日（金）午前10時～です。結審が予想されます。ぜひお越しください。

次回はいよいよ結審か？燃えるぜ！

（了）